

かをお伺いいたします。

子育て健康課長 議員お見込みのとおり、補正で対応していきたいと思います。当然、定期予防接種に加わるということは市町村が実施する業務という形になりますので、適正に対応していきたいと思っております。

以上です。

8 番 わかりました。まだ詳しいところがという御答弁でございましたので、まだ対処、お伺いしたいことはございましたが、補正が出てきたときに質問させていただきたいと思います。これで私の質問を終わりにします。

議 長 以上で、8番議員、伊藤奈穂子君の一般質問を終わります。

引き続き、通告6番、3番議員神保京子君。

3 番 通告6番、3番議員神保京子です。

通告にしたがいまして、

1番、町内道路における歩道及び自転車道の整備方針は。

2、町職員の勤務体制はということでお伺いをいたします。

まず、1番についてですが、現在町内の歩道について、過去の整備において車道との段差をつけてつくっており、出入りの部分が低くしたために現行のように段差があり、でこぼこの状態になっているということで理解をしております。田んぼ脇の用水路、U字溝のふたの上、そちらも歩道になっているのですが、ほかにも理由があるのかもしれませんが、段差といってもちょっとしたスロープのようになっているので、道の長さによってスロープの傾斜が違います。とても歩きにくい歩道となっています。

しかし、このような歩道ではベビーカーやシルバーカーの利用者、また足や目の不自由な方の歩行には大変不向きであり、危険になっております。仕方なく車道を歩く方が多く見られます。特に自分自身で車いすを操作している方には大変危険だと思われます。また、田んぼ脇の歩道は狭くて佐藤病院西側の道も車道を歩いている中学生をよく見かけます。

また、例をあげますと、町道12号線上大井小学校北側道路では、国道255号線から町道7号線までの100メートルほどの歩道ですが、歩道が狭く片側しかないので、小学生ですらすれ違いができず、なおかつ段差があってベビーカーやシルバーカーは通れません。仕方なく車道へおりて通行している方、ここも

よく見かけます。路側帯もないので、車や自転車との接触も気になります。

湘光中学校北側の道路は歩道があるのですが、段差もあり中学校の外周を授業や部活でランニングしている生徒を見るとけがをしないかと心配になります。

西大井の13号線は片側にしか歩道がなく、段差のある歩道で狭いので、児童が安全に通学できません。このような歩道を自転車道の整備が必要と考えます。そこで以下の2項目をお伺いいたします。

(1) 町内道路の歩道整備と改善認識と整備方針は。

(2) 歩道に付随して自転車が安全に通行できるよう路側帯のない道路や白線の消えている道路を改善・整備するお考えは。

大きい2番として、近年公務員の勤務体制が社会問題となっております。そこで、町職員の就労状況について以下の2項目をお伺いいたします。

(1) 近年祭事が土・日に多く開催されています。土日出勤の後の対応はどのようにされているか。

(2) 公共の建物や多くの人が出入りする場所での喫煙が問われています。就労時間内に喫煙することに対する町長のお考えをお伺いいたします。

以上、登壇での質問といたします。

議 長 町長。

町 長 通告6番、神保京子議員の御質問にお答えさせていただきます。大きな項目では2問、細目ではそれぞれに2点ずつの4点が通告されております。

大井町の道路状況を御説明いたしますと、国道1路線、県道7路線の広域幹線道路と361路線の町道がございます。

神奈川県が管理する国道や県道においては比較的道路幅員が広いことから、自転車歩行者道として整備されている区間あるいは歩道として整備されている区間があるなど、おおむね歩行者や自転車に対しての整備はされているものと考えております。

しかしながら、町道においては、道路幅員が狭いことから片側にしか歩道がない道路、側溝をかさ上げし、その上部を歩道として利用している道路、あるいは農務用用水路にふたをかけ、その上部を歩道として利用するなど、その地域の状況や過去の経緯などから、さまざまな整備手法がとられてきており、特に1級・2級の町道については、部分的ではございますが先のような整備がな

されているものの、それ以外の生活道路については整備されていない状況でございます。

それでは、議員御質問の1点目であります、今後の歩道改善の整備方針は、についてお答えいたします。平成6年本格的な高齢化社会の到来を迎えて、高齢者、障がい者の自立と積極的な社会参加を促すため、公共性のある建物を高齢者・障がい者が円滑に、そして安全に利用できるよう整備の促進を目的としてハートビル法が制定され、その後、その趣旨をより積極的に進めるべく改正法が平成15年4月に施行されております。

さらに平成18年6月には高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆるバリアフリー法が制定されました。

その後、平成24年に施行された地方分権一括法に伴い、本町においても「道路の構造に関する基準」、「道路標識に関する基準」、「移動等円滑化に関する基準」を平成25年3月に条例化したところでございます。

また、第5次総合計画においては通学路や大型車が通行する狭い幹線道路を中心にバリアフリー化に対応した歩道の整備計画の検討、また大井都市マスタープランでは、歩車道分離や段差の解消等のバリアフリー化や道路照明灯の設置による快適な歩道の確保を図るなど、歩行空間の安全対策について指標が示されております。

このような背景から、本町においては平成18年のバリアフリー法施行後は法に沿った整備を行うこととしており、それ以前に整備された基準外の箇所については、改良工事などの機会にあわせ、歩道の段差解消を行うなど順次解消している状況でございます。

議員御指摘のベビーカーやシルバーカー、あるいは車いすの利用者など、いわゆる交通弱者の方々が、過去に整備した歩道の段差部分の乗り降りや歩道幅が狭く、歩行者などとのすれ違いに御不便をおかけしていることは十分理解しているところでございます。

段差のない、またすれ違いが容易にできる歩道の改善または整備等については、新たに用地を確保しなければならない場合、多くの道路において建物が近接していることから地権者の協力が得られないケースも多く、協力が得られた

としてもその補償費など莫大の予算を投じる必要があり計画的に進められない状況でございます。

しかし、先に述べましたように交通弱者の方々が安心して通行できるよう車道を狭めるなど柔軟な整備手法を含め検討してまいりたいと考えております。

次に、２点目の自転車が安全委通行できるよう路側帯を改善・整備する考えは、についてお応えいたします。平成25年４月に制定した、「大井町道路の構造の技術的基準に関する条例」第９条第１項では、交通量が多い道路においては、自転車道を設けるものとするが、やむを得ない場合においてはこの限りではないと規定しております。

自転車の交通量や自転車利用のネットワークなどの状況等から、現在、県により事業を進めている都市計画道路金子・開成・和田河原線である町道９号線については、自転車歩行者道を整備する計画として事業を進めておりますが、新たに現道を改良し、自転車歩行者道や自転車道を整備する予定はございません。

また、議員御指摘の路側帯については、歩道のない道幅の狭い道路において主に歩行者が通行するエリアとして利用されていることから、自転車の通行帯としての活用、または整備を行うことは困難と考えます。

なお、平成29年５月には、自転車活用促進法が施行され、全国各地で自転車活用に関する計画書が策定されつつあり、県内でも自転車利用の多い市や町において計画が策定されております。

本町における自転車の利用状況は、それらの市などに比べ少ない状況であることから、町民のライフスタイルや広域的な地域との連携等に配慮しつつ、幹線道路や生活道路といった道路の種類や沿道の立地状況、道路のネットワーク特性、あるいは地域特性等を考慮しながら自転車の活用方法について注視してまいりたいと考えております。

自転車は、道路交通法上車両に位置づけられていることから、車道を走行する場合は道路の左側を通行することが義務づけられています。交通ルールやマナーを守り、安全に十分配慮した自転車の利用が必要だと考えております。

次に、大項目の２問目になります。町職員の勤務体制についての御質問を細目２点いただいておりますので、お答え申し上げます。

まず、1点目の土日勤務の対応の御質問でございますが、職員の土日の出勤につきましては、「大井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」第5条及び「大井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」第3条に規定する「週休日の振替」と同条例第10条及び同施行規則第7条の規定に基づく「代休日の指定」により対応しています。

「週休日の振替」とは、条例で定められた週休日において、特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務を命ずる必要がある日を起算日として4週間前から8週間後までの期間内で、1日につき7時間45分の勤務時間を振り分けるものです。現在、生涯学習課においてこの週休日の振替を行っております。

そのほか、御質問にございます催事などによる職員の出勤につきましては、代休で対応しております。この場合は、勤務することを命じた休日を起算日として、8週間後までの期間内に代休を取得することとしております。なお、代休の取り扱いにつきましては、実際の休日の勤務時間により異なっており、具体的に申し上げますと、勤務時間が3時間30分から4時間の勤務については半日代休となり、7時間15分から7時間45分の勤務については1日の代休となります。ちなみに、6時間の勤務というような場合には、半日の代休と時間外勤務手当の支給という組み合わせでの対応となります。

また、代休の管理につきましては、休日の勤務実績に基づき、所属長や職員が管理しやすいようにパソコンにおいて誰もが閲覧できるようにしております。職員については、早期の代休取得に努めることとし、所属長においては、職員が期間内に代休を取得するよう管理することとしております。

次に、2点目の就労時間内に喫煙することに対する町長の考えは、という御質問をいただいておりますが、この就労時間内の喫煙に関しましては、民間も含め各事業者で対応に苦慮している状況にあると思います。これまでも、この勤務時間内の喫煙につきましては、各方面でさまざまな見解が示されておりますが、特に地方自治体に目を向けますと、その多くが喫煙者に対する自粛の呼びかけといった対応をとっており、喫煙者のモラルに委ねた格好となっております。

本町におきましても、午前8時30分までの始業時間前、正午から午後1時ま

での昼の休憩時間及び午後5時15分以後の終業後につきましては、特に縛りは設けておりませんが、それ以外の時間につきましては、就業時間中であることを鑑み、午前中に1回・午後に1回までとし、できるだけ短時間に済ますことを呼びかけております。

私も喫煙者の一人ではありますが、やはり喫煙による離席が目には余るようであれば困りますが、また、過剰摂取による健康上の心配もありますが、息抜き程度の喫煙は緊張を解きほぐす効果もあると思いますので、喫煙者の一人ひとりがモラルを重んじていただければ、直ちに勤務時間中は禁煙というような手だてを講じなくともよいのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

3 番 それでは、再質問させていただきます。

御答弁をありがとうございます。いろいろ地権者の問題ということで、道幅を広くしたり、歩道を広くしたり、自転車道をつくったりというのはなかなか難しいと、そういうようなお話でございました。最近、工事されている歩道については、歩道がフラットで段差のない形になっているようですね。現在ある歩道の、でこぼこしている歩道をフラットにしていく整備は全くできないのでしょうか。

都市整備課長 今現在、既設の段差というか、おうとつがあるという、そういった道路につきましては、先ほど答弁にもございましたとおり、改修の工事、そういったタイミングにあわせて、できる限りそういう形にはしていきたいと考えております。バリアフリー法で一応そういう既設の道路につきましては、一応努力義務というものがございますけれども、町としてはできる限りの整備をしていきたいと考えております。

以上でございます。

3 番 以前、4年近く前になるのですが、やはり、改修工事のタイミングがあれば直しましょうというようなお話をいただきました。ただこれは議場ではなかったもので、きちんと記録が残っていないということで、もう一度、私ここで質問をさせていただいております。

実際、上大井小学校の近くの細い歩道につきましては、一昨年くらいに、それに沿っているところに、今までは駐車場だったんですが、そこにアパートが

建ちました。ということで、その工事をするタイミングがあったかと思うんです。それに対して、そのときには工事がされなかったというのがありますが、その辺についていかがでしょうか。

都市整備課長 ちょっと具体的な場所が浮かばないところがあるんですけども、開発とか、町道から中に入ったそういう整備であるとすれば、少なくともその接する部分、交差点部分というか、そういうところについては対応させていただいていると思います。ちょっとその場所がわかりませんので、具体的には控させていただきます。

3 番 町道12号線の上大井小学校北側の道路です。それを、255号線から、町道7号線ですか、あれは県道になりましたでしょうね。あちらのほうに抜けていく道なんですけど、100メートルちょっとくらいの歩道なんです。そのことです。いかがでしょう。

都市整備課長 そちらにつきましては、地図で確認なりさせていただきまして、回答をさせていただきます。

議 長 暫時休憩いたします。

(休 憩)

(再 開)

議 長 休憩を解いて再開いたします。

都市整備課長 前の、相鉄ローゼンのあそこの中に入っている、あその道路に関しましては、確かに歩道ですか、横断防止柵というか、そういうものがついていて、確かに狭い状況がございます。あそこにつきましては、確かに現状傷んでいるということもございますので、道路幅が比較的、ある程度広くてその上に交通量がどちらかって言うとそれほどない状況がございますので、そういった場所については今後の整備において、道路幅を例えば狭めたりして、その分歩道を広くしたりですね、そういった整備については検討していきたいと思っております。

以上でございます。

3 番 検討をしていただけるということなので、ぜひその検討をお待ちしたいと思います。

先日、上大井市内に路側帯を整備して、グリーンベルト施設をつけてくださ

るっていう説明がありまして、議員全員で現地を確認にいきました。しかし、そのグリーンベルトの設置する道路のそこから北側に、宮地のほうに湘光中学校の中学生が通る道がありますが、そちらのほうに続けていくお考えはありますか。

都市整備課長 今年度の議員さんの視察というか、来年度予算の関係でお伝えするときに見ていただきましたけれども、あちらにつきましては、あくまでも通学路としての整備として、安全対策としてグリーンベルト、ラバーポールのほうはちょっとわかりませんが、道路の側溝の改修、道路側溝ですか、そういう形で歩行者特に児童が通行しやすいような、そういう状況で整備していきたいと思っておりますが、現状ではその上については、計画そのものはございませんが、実際に白線がない部分もございますので、そういったところは、地域からの要望等そういうものがあれば、毎年3,000メートル前後のそういう区画線等の整備を行っておりますので、そういう中で整備等はしていきたいと考えております。

以上でございます。

3 番 今の形で、自治会からとか要望で幾つか上がってきている部分が、例えば白線が消えているとか、そこが白線がないとか、そういうふうなことで、児童生徒の安全に通行できないものがあるということで、いろいろ上がってくる内容があるかと思うんですが、その工事をしていく優先順位というか、そういうものが、いつも検討されていかれているんじゃないかと思います。その中から順番にいろいろできることをやっていっていただいておりますが、優先順位から漏れた部分ってあると思うんですが、それについては、どういう形で確認をしていらっしゃるでしょうか。

都市整備課長 区画線の改修、引き直し等につきましては、確かに自治会からの要望、また、実際に窓口等に来てそういう指摘等いただいたものなどを含めて、実際に都市整備課のほうで現地等確認させていただいた中で、確かに区画整備補修、引き直しが必要だというものを優先的に実際に整備のほうをしていくという状況がございます。ですから、そういう形で基本的には自治会からの要望、そういった場面に基づいて対応のほうさせていただいております。

以上です。

- 3 番 そういう形で自治会からの要望を順番にやっていただいているとは思いますが、何点かあるうちの優先順位から漏れた部分ありますよね。それが、何年も積み重ねていっているんじゃないかと思うんですが、その辺についてはもうできないものなのか、いつごろになれば順番が回ってくるのかとか、そういうのをまた考えないと次に自治会からまた同じ内容とか出てくるかと思うんですが、その辺については、いつまで取っておくと言ったらおかしいでしょうか、いけるでしょうか。

都市整備課長 自治会からの要望の関係につきましては、都市整備課に関するものに関しては、うちの部署の中で要望等について過去からのそういうものを整理しております。その中で毎年検討して、優先順位等決めさせていただいて実施しておりますので、全くそれがなくなるというわけではなくて、一応、毎年3,000メートル前後というある程度そういう目安がございますので、それが終わった中で次の段階、次の区画整備をしている。ですから、全くその一回要望したからといって、消えていってしまうというわけではございませんので、その辺は、またもし出てきた場合でも、あくまでもそのときの状況、実際にそこが本当にひどい状態かどうか、そういうことを判断して対応をさせていただいております。

以上です。

- 3 番 先ほど申し上げました、路側帯や自転車道については、道幅の狭いところは仕方がないということで、諦めざるを得ないのかなと思っております。自転車については、自動車と同じように左側通行ということで十分知っておりますが、道路幅の狭いところということで今申し上げましたけれども、役場の東側や、北側の道路については十分に道幅があると思われますので、路側帯のほうの線が消えているのか引いていないのか、よくわかりませんが、その辺についての整備をぜひお願いしたいと思います。

もう一つですが、今、新しく工事している北側の部分ですが、今、実際に歩道を工事しているように見受けられるんですが、両側をすれ違いができるほどの大きな歩道をつくっているように私には見受けられるんですが、両側にそれだけ大きな歩道が必要なのかどうか、それによって路側帯や自転車道を二つつくらなくてもできるのではないかというふうに見受けられるのですが、そ

の辺はいかがでしょうか。

都市整備課長　今、庁舎の北側で整備をしております、その区画整理地内に、14号、あと小学校の信号のところに15号がございますが、そこにそれぞれ歩道を整備する計画で、今、実際にすぐ北側については整備をしておりますけれども、基本的には2メートルの幅の歩道をそれぞれ設置する。もちろんバリアフリーに配慮したということで、セミフラット式の車道より若干高い高さのそういう歩道を整備する予定でございます。自転車道につきましては、現状の状況から自転車の実際に交通量がたくさんあるかということ、十分に車道のところを利用していただければ、実際にはいいような状況がございますので、ちょっとその自転車の通行帯、そういう整備については一応考えておりません。以上です。

3　番　それでは、道路については以上で終わります。

次に、職員の就労時間についてということでもう一点。先ほど町長のほうから答弁がございました。お休みの日に出ている職員については、代休なり、またそれにプラス時間外ということの形で対処しているということです。1日の就労時間を正して、お茶や喫煙時間の明確化を求めているかと思います。窓口は交代で常務員対応をしていると考えておりますけれども、例えば、休憩時間中は休憩中の名札をつけるとか、名札をひっくり返すとか、そういう形で対応もできるかと思います。

公共の建物や多くの人が入り出る場所での喫煙、今、とても問われています。庁舎に喫煙室がありますが、2階と3階です。学習センターと体育館では外に喫煙所が設けられています。町民から、喫煙室に長時間いる職員がいると、あんな喫煙室はあるのかというようなお話を私聞きました。その辺について、町長いかがお考えでしょうか。

町　長　今朝の神静民報に私の健康を心配して同僚議員がという一文が昨日の議会の案内が書かれておりまして、大変うれしく思いました。

冗談じゃなくて、体にはよくないなとは思っております。そしてまた勤務中にだらだらと吸っているのは大変見苦しいし、余りいいことではないと思います。そういう意味では先ほど、答弁の中にありましたように一応目安という形でやっております。たばこは生理現象ではないということで、どこかの裁判で、

10分間トイレにいるのと、たばこを吸っている10分とどっちがいけないんだということで、裁判があったらしいんです。そうしたら結果は、たばこは生理現象じゃないと、トイレは生理現象だからそれはいいだろうと。勤務中に10分間トイレ、そんな判例も出たくらいで、あったようです。たばこのよしあしは、確かにたばこは人類が生まれたころから、そこまでは大げさですけど、原始の時代からたばこは吸っていると私は聞いております。たばこは日本に渡ってきたという歴史もあるんですけど、その辺、詳しいことはわかりませんが、決して今、WHOなんかでたばこの害を世界的に広くし、東京オリンピック・パラリンピックにおいては、全くなくそうというようなことを言われています。そこまで嫌われてるんで、私もできればやめたいと思っておりますが、勤務中のたばこの問題については、確かにきちんとしたマナーをしっかりと中でやっていくべきだろうと思います。会社というか生産工場のようなラインの中で仕事をしてるそういう職務についてる方は、いやでもその場所を離れられないし、またその仕事の内容がそういう仕事ですから吸いたくても吸えないんでしょうけれども、役場の仕事もそうですし、職場によってある意味頭を使うとか、自分のペースでやらないとできない仕事を結構、私、役場の職員がやっていると思うんです。ですので、集中した時は、がってやりますけれど、それが終わったときに一息つきたくなるとというのは、私に言わすと生理現象なんだけど、医学的に言うとそれは単なる習慣っていう解釈になるんですけども、そういった意味で、そのときに一休みというのは喫煙者の私としてはすごくわかる部分があります。ですが、それが余りにも頻繁になっては、やはりそういった批判の対象にもなろうかと思しますので、できるだけそういうことが少ないようにする努力をしていただいて、目安をきっちりと決めておりますので、それにあわせていただくようお願いするしかないこと、私を含めてですけど、正確に言うと私、時間給で働いてるわけではないんで、言いわけになりますけども、いつ吸ってもいいのかなぐらい思いますけれども、それは周り等の目もありますんで、できるだけ私も体のためにも節煙にできれば禁煙しようかと思っております。

たばこを吸っちゃいけないから、役場にたばこをもってくるなって決まりもできないこともないですね、自分たちで決めれば、でもそんなことやるよう

な話ではなかろうかと思っています。なんかいろいろ言いたい言葉があるんですけど、うまく言えませんのでこの辺で勘弁していただきたいと思います。

- 3 番 例年の暑さの中で、水分補給とかはやはり絶対必要なものっていうことがありますので、その辺はいいと思うんですけども、喫煙する職員と喫煙しない職員との差、これはどうお考えでしょうか。

町 長 全く気にしておりません。

総務安全課長 喫煙者と喫煙しない職員との差をどうするかということでございますが、現行の人事評価制度の中では、例えば喫煙により離籍が目立つ職員などという評価があれば評価が下がるということで、処遇等に反映させるのではないかと考えております。

以上でございます。

- 3 番 先日、喫煙室のドアに張り紙があるのに気がつきました。喫煙は午前・午後1回ずつ、短時間で済ませるようにというような内容が書いてございました。さて、この内容ですが、きちんと守られているのかどうか、確認はどなたがなさっているのでしょうか。

総務安全課長 先ほど町長の答弁にもございましたとおり、午前1回・午後1回までとし、できるだけ短時間で済ますというように注意喚起をさせていただいておるところでございますが、実際にそこにいてチェックしてるわけではございません。職員のモラルに任せているところでございます。また、喫煙する場合には、必ず離席をするということでございますので、その管理は各所属長に委ねるということでございます。

以上でございます。

- 3 番 それでは所属長の方にぜひ、お願いをいたします。

それではもう一つですが、現在8時半から17時15分までということの就労時間で、昼休憩は1時間。ある企業では、喫煙1回につき昼休憩を10分差し引いていると、そういうような形の企業もあるということをお聞きいたしました。全部が全部そういうふうに律儀にできないとは思いますが、できれば喫煙時間を短くしていただいて、業務のほうに専念をしていただけることをお祈りいたします。これで質問を終わります。

議 長 以上で、3番議員、神保京子君の一般質問を終わります。